

長崎市と学校法人活水学院活水女子大学との 包括連携に関する協定書

長崎市と学校法人活水学院活水女子大学（以下「両者」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、長崎市内における地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携・協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）個性を活かした交流の拡大に関する事
- （2）平和の発信と世界への貢献に関する事
- （3）地域経済の活力の創造に関する事
- （4）環境との調和に関する事
- （5）安全・安心で快適な暮らしの実現に関する事
- （6）ともに支え合い、いきいきと暮らせる地域社会の実現に関する事
- （7）食生活の改善と運動を活かした健康の増進に関する事
- （8）創造的で豊かな心の育成に関する事
- （9）音楽を活かした文化芸術活動の振興に関する事
- （10）多様な主体による地域経営に関する事
- （11）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

（連携の推進）

第3条 前条に掲げる連携事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、連携・協力の効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

両者は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成27年4月15日

長 崎 市 長
(自 署)

学校法人活水学院
活水女子大学長
(自 署)